

## 今回より、新しい被保険者証はご郵送でお届けします！

現在の被保険者証の有効期限は令和4年3月31日となっております。

これまで、各医師会様にて新しい被保険者証をお受け取りいただいていたましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、今回から、簡易書留にて事業所へ直接郵送いたします。ご郵送に関しましては、下記の事項をご確認ください。

- **送付時期について**

令和4年3月17日以降に発送いたします。

- **送付方法について**

各事業所宛に簡易書留にて郵送いたします。世帯ごとに個別の封筒で郵送するため、同じ事業所の方でも、被保険者証の到着日時にばらつきがございます。

大学医師会所属の先生におかれましては、医局またはご自宅への発送となります。

- **被保険者が5名以上の世帯について**

1通の封筒に最大4名分の被保険者証の封入となるため、被保険者が5名以上の世帯については、封筒を2通に分けて郵送いたします。

- **有効期限切れの被保険者証について**

有効期限切れの被保険者証（サーモン色）は返却の必要がございません。

令和4年4月1日以降にご自身で裁断し破棄していただくようお願いいたします。

- **喪失・変更等の手続きについて**

新しい被保険者証は、令和4年3月7日（締め日）のデータで作成されるため、それ以降に住所の変更をされた方や、資格喪失された方の分の被保険者証が行き違いとなって送られてしまう場合があります。恐れ入りますがその場合、不要な被保険者証は組合事務所までご返却をお願いいたします。

住所変更や資格喪失のお届出は、速やかにお願いいたします。

なお、保険料滞納の方につきましては、納付を確認次第郵送いたします。期限内の納付にご協力ください。ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

◎お問い合わせ先

東京都医師国民健康保険組合 業務課

TEL：03-3270-6433